

三好造船株式会社 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条、及び次世代法に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日～令和8年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：男女の平均継続勤務年数の差異を4年以内にする事を目指す。

目標2：有給休暇の取得率70%以上を目指す。

目標3：地域の次世代育成支援に貢献する。

<取組及び時期>

1. 育児休暇の推進 (令和5年7月～)

- ①休業中の業務を担当する従業員に対して、対象従業員が休業に入るまでの業務を引き継ぐことができるよう、引継ぎ計画を作成し、計画的に引継ぎを行う。
- ②また、対象従業員の担当業務のうち、対象従業員の育休中は一旦保留しておくことのできる業務を洗い出す。

2. 有給休暇の取得率を上げる (令和5年7月～)

- ①有給休暇の取得率を洗い出し、低い従業員に計画的な有給休暇取得促進を勧める。
- ②有給が取得しやすい職場の雰囲気にする。

3. 子育てを支援する多様な働き方に資する制度の導入、仕事と家庭の両立を支援する対策
(令和5年7月～)

- ①突発的な休暇や遅刻・早退など対象従業員不在時でも業務に支障が生じないよう、職場内の情報共有を徹底する。
- ②女性が必要とする環境整備について検討。
- ③作業手順が変更となった作業について、作業マニュアルを配布し教育訓練を行う。

4. 地域の子どもたちに就業体験の機会を提供する (令和5年7月～)

- ①地域の小学校・中学校より工場見学を受け入れる。
- ②地域の高校よりインターンシップを受け入れる。